

# 風致許可等関係手続きにおける押印の見直しについて

事業者の負担軽減とともに、行政の効率化を図るため、市規則等により押印を求めている行政手続きについて見直しを行い、市に提出される申請書等への押印を原則廃止します。

## ○押印が必要な場合○

- ・委任状など意思の確認等を求める場合や、西宮市が必要に応じて求める報告書など個別に報告を求めるもの。
- ・土地所有者の同意書などの権利者同意、利害関係者の同意を求める場合など。

## 西宮市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく手続

手続・申請書名	様式番号	根拠規定	取扱い	廃止時期
許可申請書	様式第1号	市規則	廃止	R4.4.1
協議書	様式第3号	市規則	廃止	R4.4.1
通知書	様式第4号	市規則	廃止	R4.4.1
住所氏名変更・異動届	様式第5号	市規則	廃止	R4.4.1
届出書	様式第6号	市規則	廃止	R4.4.1
着手届	様式西宮第1号	(HP掲載)	廃止	R4.4.1
変更許可申請書	様式西宮第2号	(HP掲載)	廃止	R4.4.1
内容変更報告書	様式西宮第3号	(HP掲載)	廃止	R4.4.1

## 近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく手続

手続・申請書名	様式番号	根拠規定	取扱い	廃止時期
近郊緑地保全区域内行為（変更）届出書	様式第1号	市規則	廃止	R4.4.1
近郊緑地保全区域内行為（変更）通知書	様式第2号	市規則	廃止	R4.4.1

※押印に代えて副本の提示等別途確認させていただく場合があります。詳細は各担当へお問合せ下さい。

担当：開発審査課  
風致審査チーム  
0798-35-3491